

加藤哲郎氏への反論

論文「1922年9月の日本共産党綱領(上)(下)」について

犬丸 義一

はじめに

加藤氏は、本紙481/482号発表の論文で、日本共産党綱領草案が、石神井大会で討議されたというのは、神話であり、この『神話』は、この徳田球一予審訊問調書に発し、野坂参三の伝記を書くために採用された高瀬清の回想により根拠づけられたもので、それを鵜呑みにした村田陽一・犬丸義一らの説である。」(482号, 42ページ)と私を批判している。加藤氏の新資料の提示にもかかわらず私には納得がいかないため反論を試みることにする。

1 高瀬清回想について

加藤氏は、「野坂参三の伝記を書くために採用された高瀬清の回想」と書くが、高瀬の回想は、野坂氏の伝記を書くためになされたものではない、ということである。野坂自伝が書かれるときに、高瀬の回想が聞かれたことは事実であるが、高瀬の回想が公にされたのは、野坂の伝記=自伝が初めてではない。それは、佐野学、鍋山貞親監修・風間丈吉『モスクウとつながる日本共産党の歴史』(上巻, 天満社, 1951年)である。それは、「はしがき」に、「高瀬清氏等の教えを乞うことができた」とあることでわかる。石神井会議については、「書記役をした高瀬は、この君主制問題に関する発言討議については一字一句もかかないことにした。彼は、これを書いたら大変なことになると本能的に感じ、独断を以て議事録には書かなかった。」(105ページ)と述べられている。

高瀬氏は、その後回想の自伝を執筆し、三一書房の田川氏が出す予定にしており、その原稿の一部の共産党創立日問題の部分のみが、『前衛』に掲載された。三一の企画は中止になり、その旨を書いた1962年3月付の葉書が私の手元に残っている。その後『自由』誌などに分載されたが、今私の手元に残っているコピーによれば、それは、『日本脱出記 第一次日本共産党秘話』と題され、十一章と数節からなる見出しで、516枚のものである。高瀬氏の死後、奥さんから青木書店に届けられたのは、この原稿と訂正・加筆分であった。青木書店が編集し、私が解題を書いて、『日本共産党創立史話』として出版されたのは、1978年であった。このような出版事情について私は解題ですでに書いているのという思いである。野坂自伝のため、高瀬氏が野坂氏と会ったのは、1973年6月27日であって、その1ヵ月後の8月7日になくなっている。「野坂氏の伝記を書くために採用された」のではないのである。

加藤氏は、高瀬回想を「フィクション」（52, 57ページ）と述べているが、党を離れた高瀬氏がなぜ創作する必要があるかが明らかにされていない。あるのは、次のような推測のみである。

「おそらくその徳田球一・市川正一らの公判闘争の筋書きに触発されて、重要当事者の一人であった高瀬清は、自ら歩んだ軌跡をおぼろげに回想し、自分がコミンテルン第4回大会時に日本共産党綱領草案を持ち帰り、『君主制の廃止』が石神井大会での中心論題であったと前提して、その討論内容・波紋についての、あれこれの『伝説』を創作したのであろう。」（55ページ）

ありもしない創作をする必要がなぜあるのかは少しも説明されていない。加藤説に合致しない、というだけである。党員でなくなっている高瀬氏が公判闘争の筋書きに合わせる必要はないはずであり、事実であったと考えるのが素直ではないか。当時の党関係者は高瀬氏の話を実事と考えればこそ、氏の回想を受け入れてきたのではなからうか。風間氏はその著書で高瀬回想に依拠したのである。また1970年発行の『近藤栄蔵自伝』（ひえい書房）末尾の高津正道、浦田武雄との座談会「暁民共産党と第一次共産党」でも高瀬氏は同様の回想をおこない、高津、浦田の二人が肯定している。この二人は石神井会議の出席者である。事実を反すれば異論が出ていい筈である。博引旁証の加藤氏もこの座談会は無視しているのはどうしたことであろうか。自説に不都合であるからであろうか。

また、「その後の調書・裁判記録からも、高瀬のいう意味での「悲愴な覚悟」は読みとれない（「震災の獄中」『埴利彦全集』第6巻、法律文化社、1970年、をも参照）」（52ページ）とも述べているが、官憲に述べるわけにいかない大逆罪関連のことが調書・裁判記録、合法的著作に現れるはずはないのだから論証にならない。

2 石神井大会では天皇制問題は論議されていないか

加藤氏は、石神井大会では、「君主制の廃止」スローガンがあった可能性は否定できないが、それが重大な論点になった形跡はない。たぶん、もともとなかったであろう。」（44ページ）と天皇制問題が論議されたことを否定している。しかしこれは正しいであろうか。

佐野学は予審調書で次のように述べている。「石神井ニ於テ開カレタ第2回大会デハ、綱領的問題ノ討議ガ主デシタ。其時第一革命力第二革命力即チ「プロレタリア」革命力「ブルジョア」革命力ノ問題ニ付討議シ、結局「プロレタリア」革命トノ結論ヲ得、続イテ天皇ノ問題モ出マシタガ、其当時ハ山本懸蔵ト私ハ其事ハ論ジナイ方ガ良イト主張シ、結局夫レニ対シテハ何等結論ヲ得マセヌ。」（『現代史資料』20、社会主義運動7、みすず書房、1968年、190～1ページ。）

佐野は天皇の問題は出た、と述べているのである。高瀬の回想では、綱領草案を佐野が提案した、と述べているのであり、符節は合うのである。加藤氏の天皇制問題が論議されていないという主張はこの佐野の陳述で崩れている、といえよう。先に指摘した高瀬、浦田、高津の座談会では、浦田は次のように述べている。「猪股君は綱領討議のなかで天皇制を論じないわけにはいかぬ、と主張した。佐野学もそれを支持した。非常にみんなは強硬だった。その時堺さんは苦虫を噛みつぶしたような顔で、この問題を討議するなら僕は退場するよ、といいだした。……天皇制の問題は討議しない、みんなが暗黙のうちに了解するということになった。」（482～3ページ）。高津も肯定的に発言をし、原文は英文で、An abolition of the monarchy となっていて、「天皇制廃止」と訳すのだとい

うことだったわけだ、と発言している。

加藤氏は、荒畑寒村の予審問調書、『共産党をめぐる人々』などの回想には、「いわゆる日本共産党綱領草案への言及はない」（47ページ）というが、荒畑の『共産党をめぐる人々』には、次のような回想がある。

「オモチャみたいな党であっても、革命党であるからには革命的な綱領を具えなければならぬ。だがコミンテルン日本支部とか、プロレタリア独裁による社会主義制度の実現とかいう規約や、帝政の廃止、大私有地の無償没収と国有、貴族院や枢密院の廃止、常備軍の廃止……等の政綱こそ掲げられ、その実践に関しては誰も具体的に考えていなかった。」（『共産党をめぐる人々』『荒畑寒村著作集』5、1976年、平凡社、318ページ、傍点犬丸）

「帝政の廃止」の政綱を掲げた、といているのではないか。これが君主制=天皇制廃止ではなくて何であろうか。

加藤氏の石神井大会で天皇制が論議されなかった、という主張は成立しないのである。

3 日本共産党綱領草案は何時つくられたのか

二二年綱領草案とか二二年テーゼ草案とか呼ばれた日本共産党綱領草案について、石神井大会での討論を否定する加藤氏は、「1923年秋に、モスクワのコミンテルン東洋部及び上海のコミンテルン極東ビューローで作られたものであろう。」（53ページ）といている。

しかし、加藤氏も認めているように、1925年1月の上海テーゼは、「二年前に共産主義インタナショナルによって決定された日本共産党の綱領案」と述べており、通説のほうが合理的であり、1922年暮れというほうが正しい、と考える。加藤氏は何故率直にこの記述に従わないのであろうか。原文を見ていないので保留とするのみである。

加藤氏は1923年6月21日のプーリン報告で手元にあるとする日本の党の綱領草案を「24年『綱領問題報告集』所収の成文と同一とは、考えにくい。」（45ページ）といている。しかし、『綱領問題報告集』の邦訳が1929年に出版されているが（イスクラ閣、吉田繁之訳）、本書には、プーリンの拡大執行委員会での「イギリスと日本の綱領草案が現存していることに注意しておく。」という発言とともに、日本の綱領草案が所収されている。従って、同一のものである事は明白である。加藤氏の23年秋成立という推測は誤りであり、通説でよいのである。

4 新資料は何を示しているのか

加藤氏は、今回発掘の新資料で私などの通説批判を展開したわけだが、既に述べたように、それは成立しない。新資料は何を明らかにしているのであろうか。

22年9月の綱領が天皇制廃止をかかげていない事実を、加藤氏は新発見のように述べているが、9月というのは新しいが、創立されたばかりの日本共産党が作った綱領に天皇制廃止の項目がなかったこと、これをコミンテルンに報告して批判され、天皇制廃止を支持されたことは既に知られていた。高瀬は既に次のように語っている。「日本から持っていった綱領には天皇廃止の問題が書いてない。それを補正するという意味でプーリンが修正案を出すわけです。」（『暁民共産党と第一次共産党』、『近藤栄蔵自伝』、478ページ）全文が知られていなかったが、その綱領の全文が明らか

になったまでである。

また加藤氏が新しく紹介した第一次共産党の報告書でも、「ブハーリン同志による綱領草案と綱領づくりのための他の資料が、我々に届いたのは、ようやく3月初めであったことである。」（489号，49ページ）とされている。この読み方が加藤氏と私と違うのである。私は「ブハーリン同志による綱領草案」とは、日本共産党綱領草案で、『共産党インタナショナル綱領問題資料集』所収のものと同じと考えるからである。いわゆる二二年テーゼ草案である。これがブハーリン起草と考えられていたのである。加藤氏はこれを世界綱領草案と誤解しているようである。3月初旬に届いているのだから，3月15日に討議可能と私は考える。

この報告書が天皇制に触れていないことで，会議でその討議があったことを加藤氏は否定し，「この報告書にぜひとも書かれなければならないはずである」という。しかし，議事録に書かなかったことを証拠に残る危険性のある文書にするであろうか。非合法活動ということを加藤氏は忘れていないのではないか。非合法で極力文書が避けられた活動だからこそ戦前の共産党史研究は回想にたよらなければならない，文献主義では解決できないのである。加藤氏の誤りは文献主義によるものであろう。

加藤氏の新文献資料の発見は，貴重であるが，万能ではなく，高瀬等の回想も尊重されなければならない，というのが私の考えである。

おわりに

以上で，私の加藤氏への実証的反論を終えるが，石神井会議で綱領討議の中心が第一革命か第二革命かにあったとすれば，第一革命において，君主制の廃止は不可避的であり，日本では，天皇制の廃止は不可避的に論議に上らざるをえないと理論的に考えられるのであり，この点からも加藤氏の天皇制論議はなかったという主張は成立しない筈である，と私は考えることを付け加えて私の反論を終えることにする。

（いぬまる・ぎいち 元長崎総合科学大学教授）